

国立大学法人上越教育大学と株式会社富山サンダーバーズベースボールクラブとの 連携・協力に関する協定書

国立大学法人上越教育大学（以下「甲」という。）と株式会社富山サンダーバーズベースボールクラブ（以下「乙」という。）は、それぞれの理念や特色を活かした連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が連携・協力することにより、それぞれの活動の充実を図るとともに、我が国及び北陸地域の発展に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、次の各号に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 多様な教職志望者の拡大に関する事
- (2) プロ野球選手のセカンドキャリアの充実に関する事
- (3) 甲と乙に所属する者の相互派遣に関する事
- (4) 施設・設備の利用に関する事
- (5) その他連携・協力に関する必要な事項

（学生の受入）

第3条 乙に所属した経歴がある選手（以下「選手」という。）で教職への意欲と適性を有すると認められる者に対して、甲の大学院学校教育研究科で学修の機会を提供することについては、次の各号に掲げる手続きによるものとする。

- (1) 乙は、甲との友好的な協力関係の下に確かな実践力を備え、我が国の教育を担う多様な教員を養成するため、甲の大学院学校教育研究科進学への強い熱意を有し、かつ、人物が優れた選手に対し、甲が定める「推薦書」を代表取締役社長名により作成するものとする。
- (2) 乙が「推薦書」を作成する選手の員数は、年度ごとに若干人とし、甲は、この範囲内で入学を認めるものとする。なお、推薦できる選手は乙に現に所属している者または乙を退団後5年以内の者とする。
- (3) 出願手続及び選抜方法は、当該年度の「上越教育大学大学院学校教育研究科学生募集要項」によるものとし、合格者について入学料の半額を免除する。
- (4) 合格者が甲の設置する学生宿舎への入居を希望する場合には、優先的に入居を認めるものとする。

（協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から2030年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の6か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自が1通を保有するものとする。

2026年6月1日

新潟県上越市山屋敷町1番地

国立大学法人上越教育大学

学 長

（自筆による署名）

（林 泰 成）

富山県高岡市長慶寺4-3

株式会社富山サンダーバーズ
ベースボールクラブ

代表取締役社長

（自筆による署名）

（永 森 茂）